

児童福祉法等の一部を改正する法律の概要について



改正の趣旨

全国の児童虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。(公布日：2022年6月15日)

改正の概要

No.	項目
1	子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充(※こども家庭センターの設置が市町村の努力義務化)
2	一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上
3	社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化
4	一時保護や施設入所時の児童の意見聴取等の仕組みの整備
5	一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入
6	子ども家庭福祉の実務者(児童福祉司等)の専門性の向上
7	児童をわいせつ行為から守る環境整備

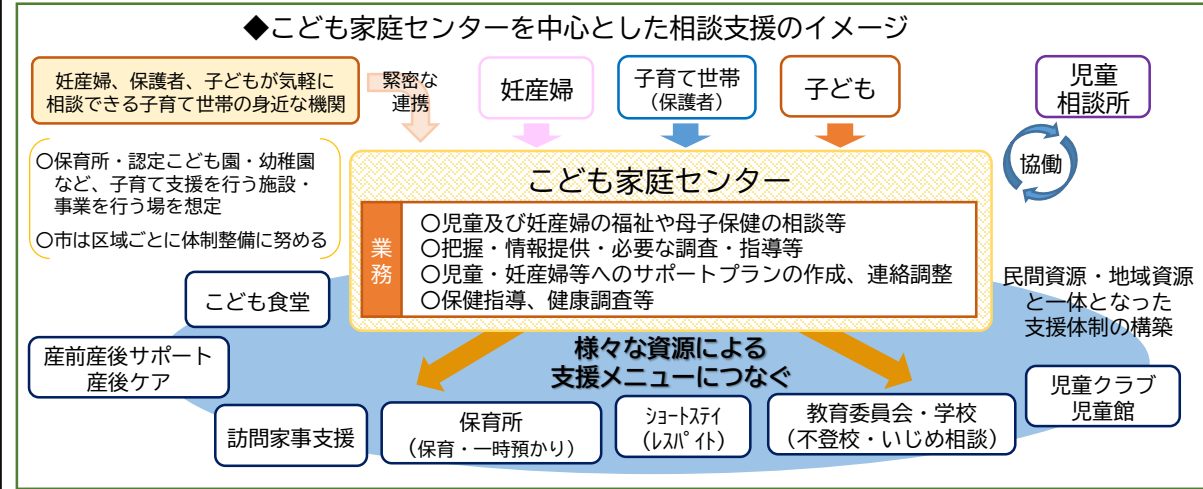
※ は市町村が所管となる内容を含む項目

市町村が所管する事業等

○こども家庭センターの設置について

こども家庭センターとは

子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)と、**子育て世代包括支援センター(母子保健)**を一体化し、**すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して相談支援を行う機関**



○新設・拡充となる事業について

- | | |
|----|--|
| 新設 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 子育て世帯訪問支援事業(訪問による生活の支援) ➢ 児童育成支援拠点事業(学校や家以外の子どもの居場所支援) ➢ 親子関係形成支援事業(親子関係の構築に向けた支援) ➢ 妊産婦等生活援助事業(家庭生活に支障が生じた妊産婦等の住居・生活・相談支援) |
| 拡充 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 子育て短期支援事業 ⇒ 保護者が子どもと共に入所・利用可能とする ➢ 一時預かり事業 ⇒ 子育て負担の軽減目的での利用が可能である旨を明確化 |

※拡充となる事業については、本市において現行制度内で実施中

施行期日

2024年4月1日(ただし、No.5は公布後3年以内で政令で定める日、No.7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日)